

資料 2

久喜市液状化対策検討委員会条例

平成24年3月23日
条例第17号

(設置)

第1条 東日本大震災において発生した南栗橋地区内の地盤の液状化に関し、被災住宅地の今後の対策について検討するため、久喜市液状化対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行う。

- (1) 地盤の液状化の発生原因に関すること。
- (2) 今後の地震発生時における地盤の液状化による被害予測に関すること。
- (3) 公共施設、住宅地等の液状化対策に係る工法に関すること。
- (4) その他液状化対策に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第6条 検討委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委
嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

(意見聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席
を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めるこ
とができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、
会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。